

【矢掛町からのお知らせ】

令和2年2月28日

矢掛町民の皆様へ

矢 掛 町

新型コロナウイルス感染拡大の防止措置について（お知らせ）

政府は、イベント等の開催について、現時点で、全国一律の自粛要請を行うものではないものの、地域や企業に対して、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請したところです。

矢掛町においては、町民の健康と安全を第一に考え、感染拡大を防ぐため、下記のとおり防止措置をとることとしました。何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年2月29日(土)から3月31日(火)までは町内の公共施設を利用するすべての行事を原則中止します。

農村環境改善センター、老人福祉センター、健康管理センター、ふれあい会館、子育て支援センター、やかげ文化センター、各公民館、B&G海洋センター、町立図書館、郷土美術館、総合運動公園、学校体育館、クリーンハウス、亀島キャンプ場など、公共施設（役場を除く）は、3月31日（火）まで休館・休止します。

各施設に職員は出勤しておりますので、詳細は各担当課・施設へお問い合わせください。

公立の保育園、幼稚園、小学校、中学校の卒業式については来賓を招待せず、時間を短縮することとします。

町民の皆様には、3月31日(火)まで不要不急な外出の自粛をお願いいたします。

【例外的に実施するもの】

- ・確定申告（地区巡回は予定どおり各公民館で実施します。）
- ・福祉バスの運行（老人福祉センターはご利用できません）

<ご不明な点につきましては、各担当課にお問い合わせください。>

総務企画課（82-1010 代表）

町 民 課（82-1011）

教 育 課（82-2100）

保健福祉課（82-1013）

上下水道課（82-0173）

建 設 課（82-1014）

議会事務局（82-1119）

産業観光課（82-1016）

※ なお、今後の感染の状況や国の方針など状況変化に応じて、適宜見直しお知らせします。